



平成 27 年 1 月 23 日

編集・発行

北塩原村住民課

☎0241-23-3113

Eメール

seikatsu01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

『東日本大震災』関連情報

■村内の各地区及び幼稚園・小中学校の放射線量の測定値について

単位(マイクロヘルブ/時)

	北山地区 (役場前)	大塩地区 (活性化センター前)	桧原地区 (桧原出張所前)	裏磐梯地区 (裏磐梯合庁前)
1月14日	0.040	0.080	0.050	0.024
1月21日	0.033	0.060	0.050	0.023

※測定方法は、リアルタイム線量測定システム及び地面から1mの高さで測定。

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

単位(マイクロヘルブ/時)

	さくら小	裏磐梯小	第一中	裏磐梯中	さくら 幼稚園	裏磐梯 幼稚園
1月14日	0.059	0.043	0.063	0.033	0.029	0.027
1月21日	0.055	0.041	0.056	0.029	0.027	0.026

※測定方法は、リアルタイム線量測定システム及び地面から1mの高さで測定。

【問合せ先】教育委員会教育班 電話0241-23-5237

■村内の公共施設等の放射線量の測定値について

単位(マイクロヘルブ/時)

	構造改善 センター玄関前	グリーンセンター 玄関前	自然環境活用 センター玄関前	保健センター 玄関前	芙蓉保育園 玄関前
1月14日	0.080	0.070	0.070	0.080	0.046
1月21日	0.080	0.070	0.060	0.080	0.043

※測定方法は、地面から1mの高さで測定

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

単位(マイクロヘルブ/時)

	明治大学セミナー ハウスグラウンド	スポーツパーク 桧原湖グラウンド	いこいの森 ふれあい広場	村民体育館 玄関前	村民 グラウンド
1月14日	0.050	0.040	0.050	0.081	0.050
1月21日	0.050	0.040	0.050	0.076	0.060

※測定方法は、地面から1mの高さで測定

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

※-の箇所は降雪の影響で測定不能箇所

■水道水中の放射性物質の測定値について

北塩原村では1月20日に採水しましたモニタリング検査をはじめ過去141回実施しております。検査の結果、すべての水道水のいずれからも放射性物質は検出されていません。

【問合せ先】建設課建設班 電話0241-23-3261

■学校給食食材放射性物質検査事業について

村では、子供達に安全安心な給食を提供するため、毎日給食提供前に食材の検査を実施しております。平成27年1月21日現在までの検査において、放射性物質は一度も検出されておられません。

【問合せ先】教育委員会教育班 電話0241-23-5237

■原子力事故損害賠償請求「巡回相談」の実施について

○巡回相談日時・相談方法

2月18日(水) ※第3水曜日 午前10時～午後4時 **【時間予約制】**

※巡回相談日にご予約がない場合は不在となります。

○予約方法

予約専用電話 0242-24-0710

○予約受付時間

午前9時～午後5時 予約の最終受付は前日の午後4時まで[土日・祝日を除く]

○対象となる方

原子力発電所の事故により、風評被害に伴う減収などの損害を被られた観光業・商工業・サービス業・農林業を営まれている方

○開催場所

北塩原村自然環境活用センター(巡回相談日以外にも アピオスペースでは月曜日～土曜日(祝日を除く)の午前9時～午後5時までご相談を実施しています。)

【問合せ先】総務企画課企画室 電話0241-23-3112

■吾妻山の火山活動について

仙台管区气象台より、平成26年12月12日15時吾妻山(浄土平付近)に火口周辺規制「噴火警戒レベル2」が発表され、吾妻山(浄土平付近 大穴火口)から500mの範囲は立ち入りが禁止されています。

テレビ、ラジオ等で常に最新の情報をご確認願います。

【問合せ先】住民課生活班 電話0241-23-3113

■原子力損害賠償紛争解決センターについて

原子力事故による営業損害等について、東京電力が提示する条件では合意できない・東京電力に被害を申し出たが賠償されない・裁判をするのは手続きが難しいと感じられる方に対して、原子力損害賠償紛争解決センターでは個人の事情に応じた和解の仲介業務を行っています。当センターは(1) **中立・公平な立場の仲介委員(弁護士)**が当事者の間に入り、(2) **裁判よりも手続きが簡便**で、ご本人様一人でも申立てができ、(3) **仲介費用は無料**で(ただし、送料などの実費は発生します。)ご利用いただけます。農協等を経由した東京電力への直接賠償で賠償金を受領したが、個別の事情があるため賠償金額の算定に不満のある被害者の方々等の申立ても受け付けます。

下記の当センター福島事務所会津支所までお越し頂くか、受付電話にお問い合わせください。

【支所の住所、受付電話番号】

原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所会津支所

住所 会津若松市一箕町松長1-17-62 電話 0120-377-155